

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年8月3日 20時37分ごろ
発生場所	阪神港神戸第1区 神戸和田岬防波堤灯台から真方位017° 1,500m付近 （概位 北緯34° 39.9′ 東経135° 11.5′）
事故の概要	プレジャーヨット ^{フド} FUDOは、航行中、また、プレジャーボート ^{アルバトロス} Albatrossは、航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年9月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーヨット FUDO、5トン未満（長さ8.84m） 241-9203兵庫、個人所有 B プレジャーボート Albatross、5トン未満（長さ6.79m） 271-21734兵庫、株式会社オッジ
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部ハンドレールの欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者10人を乗せ、中型帆船の右舷船尾方を機走により約2ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進中、中型帆船が近くなったので反転して北進を始めたところ、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、A船が反転しても周囲の船が避けてくれると思い、反転して北進した際、船首方約30mにB船を認めて機関を後進とした。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、約8knの速力で南進中、船長Bが、花火大会の終了後に他船が一斉に南進していたので、北進する船はいないと思わずにいたところ、船首方約30mにA船を認めて船外機を後進としたものの、A船と衝突した。
分析	A船は、南進中、船長Aが、前路の中型帆船が近くなったので、反転して北進を始めたことから、船首方約30mのB船に気付き、後進としたものの、B船と衝突したものと推定される。 B船は、南進中、船長Bが、花火大会の終了後に他船が一斉に南

	<p>進していたので、北進する船はいないと思い、航行を続けたことから、船首方約30mに反航するA船に気付き、後進としたものの、A船と衝突したものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南進中、B船が南進中、船長Aが、前路の中型帆船が近くなったので、反転して北進を始め、また、船長Bが、花火大会終了後に他船が一斉に南進していたので、北進する船はいないと思い、航行を続けたため、両船が衝突したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火大会等で他船が集結している状態で航行する場合は、他船との距離を十分に確保し、減速して航行すること。 ・花火大会等の観覧後に密集した状態で航行する場合、他船が避けてくれると思わず、また、急で大きな針路の変更を避けること。